

東京地方最低賃金審議会
会長 都留 康 様
東京労働局
局長 土田 浩史 様

2021年度 最低賃金に関する要請書

世界各国における新型コロナウイルスの感染拡大は、未だ収束を見せず、消費や企業活動の停滞等、世界的な経済活動に悪影響を及ぼしているが、日本においても、今年1月に第2回目となる緊急事態宣言が関東1都3県にも発出されるなど、依然として厳しい状況が続いている。特に観光業・ホテル業・旅客業(航空、鉄道等)・百貨店業などの産業においては雇用の在り方にも及んでおり、働く者の生活を維持し、消費を回復させ、コロナ収束後の経済の自律的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものとなっている。

この数年、労使の懸命な努力により賃金の引上げが行われてきたが、その波及効果は、都内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。それどころか、消費増税や社会保険料の負担増、物価上昇等から、実質賃金は対前年でマイナス傾向が続いている。

連合が2017年に試算した都内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で1,120円、単身者世帯でも月額183,000円であり、現在の東京都の最低賃金1,013円で1日8時間、1か月22日間働いたとしても、この水準を大きく下回っている状況にある。連合東京は、めざすべき労働基準として時間給1,500円を掲げている。より安心して働ける環境をめざし、また全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるよう、東京におけるステップを踏む審議を強く要請するものである。

また、今年の4月より働き方改革関連法が全ての企業で適用され、通常の労働者と短時間・有期雇用契約で働く労働者との均衡待遇や均等待遇が実現される記念すべき年に、東京2020オリンピック・パラリンピックがようやく開催される。東京で働くすべての者が法令を遵守し、安心・安全に働くことができる環境整備に向けた取り組みを強く要請する。

記

1. 東京都最低賃金の改定

日本の首都東京における最低賃金は、時間給1,500円をめざし、そして全国平均が1,000円以上となるように、今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上

2021年 5月

日本労働組合総連合会東京都連合会

会長 杉浦 賢次



(構成組織・単組、地方本部・支部・分会名)

代表者名・印

印